

令和元年第11回坂町議会臨時会

会 議 録

1. 招 集 年 月 日 令和元年10月16日(水)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和元年10月16日(水)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1番 尾 崎      光 君 | 2番 安 竹      正 君    |
| 3番 光 岡 美 里 君    | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君  | 6番 柚 木      喬 君    |
| 7番 出 下      孝 君 | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君    | 10番 中      雅 洋 君   |
| 11番 中 川 ゆかり 君   | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |              |
|----------------|--------------|
| 町            長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長          | 財 満 芳 洋 君    |
| 教 育 長          | 太 田 耕 樹 君    |
| 技            監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長        | 新 木 之 博 君    |
| 教 育 次 長        | 河 本 和 彦 君    |
| 総 務 課 長        | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長         | 車 地 孝 幸 君    |
| 産業建設課長         | 本 家 正 博 君    |
| 生涯学習課長         | 福 嶋 浩 二 君    |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西谷信樹君

主 事 秦 正 憲 君

~~~~~〇~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「会議録署名議員の指名」

日程第2 「会期の決定」

日程第3 議案第56号 「財産の取得について」

日程第4 議案第57号 「北新地運動公園整備工事請負契約の締結について」

日程第5 議案第58号 「令和元年度坂町一般会計補正予算（第3号）」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

（開会 午前10時00分）

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

（一同「おはようございます」）

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。

このところ、臨時議会が回数が多くなっておりますけれども、大変皆さん予定があらうかと思いますが、まだいろんなことで臨時議会を開く必要があると思いますので、ひとつよろしく願いをいたします。

また、先般、皆さん、御存じのように、台風19号、大変な関東から東北に被害を受けております。我々被害を受けた町といたしましても、しっかりとこのことをまた当てはめて考えていかなければならないというふうに考えております。

ただいまの出席議員は12名です。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより令和元年第11回坂町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

議事事件説明のため、説明員の出席を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)

(再開 午前10時02分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められております。発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。令和元年第11回坂町議会臨時会が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会の開会をお願いをいたしましたところ、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

このたびの臨時会では、3件の案件につきまして御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。何とぞ、よろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、坂町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番瀧野純敏議員、9番大田直樹議員、10番中 雅洋議員を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

会期は本日1日に決定しました。

日程第3 議案第56号「財産の取得について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第56号「財産の取得について」御説明を申し上げます。

このたびの財産の取得は、坂町災害公営住宅整備事業により整備をする建物等の買い取りに関するものでございます。

災害公営住宅の整備につきましては、事業者からの提案を募集したところ、3者から応募があり、7月22日に選定委員会を開催し、審査した結果、大和ハウス工業株式会社広島支店の提案を採用し、選定事業者といたしたところでございます。

このたび、その提案に基づき完成した建物等につきまして、大和ハウス工業株式会社広島支社より17億1,743万円で買い取ることにいたしましたので、この財産の取得について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、災害公営住宅の引き渡し期限につきましては、令和2年3月31日といたします。

災害公営住宅の概要につきましては、産業建設課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) 本家産業建設課長。

○産業建設課長(本家正博君) 坂町買取型災害公営住宅の概要について、お手元の資料により御説明いたします。

災害公営住宅は、平成30年7月豪雨により被災され、住宅の自己再建が困難な方を対象に整備する住宅でございます。

また、整備手法につきましては、工程や町の技術系の職員等を考慮いたしまして、事業者が建設した住宅を買い取る、いわゆる買い取り方式を採用し、事業者につきましては、町長よりも御説明がございましたように、有識者を交えた選定委員会により、住まい、まちづくりへの提案、工期や工費などの提案内容が応募者の中ですぐれてい

た大和ハウス工業株式会社広島支店を事業者として選定し、その提案に基づいて設計などを進め、10月4日に全ての地区の建築確認を受けたところでございます。

買い取りを行う災害公営住宅の概要などにつきましては、添付の資料のほうをごらんください。

まず最初に、北新地地区の概要でございますが、こちらのほうは共同住宅で住戸数は44戸、階数、構造は、地上3階建てで2棟、鉄骨づくり、延べ床面積は2,737.80平方メートルでございます。

また、附帯施設として物置き44個、駐車場を44台、駐輪場を70台、集会所を1棟、そのほか外構施設が一式ございます。

次のページをごらんください。

小屋浦一丁目地区の建物概要でございますが、共同住宅で住戸数は31戸、階数、構造は、地上3階建てで1棟、鉄骨づくり、延べ床面積は1,963.59平方メートルでございます。

また、附帯施設として物置き31個、駐輪場が45台、集会室が1室、こちらのほうは建物の中に合築しております。その他、外構施設のほうが一式ございます。

次のページをごらんください。

坂東三丁目地区の建物の概要ですが、戸建て住宅で住戸数は2戸、階数、構造は、地上2階建てで2棟、鉄骨づくり、延べ床面積は180.50平方メートルでございます。

また、附帯施設といたしまして、物置きが2個、駐車場が2台、そのほか外構施設が一式でございます。

次のページをごらんください。

坂東二丁目地区の建物概要ですが、共同住宅で住戸数は4戸、階数、構造は、地上2階建てで1棟、鉄骨づくり、延べ床面積のほうは274.57平方メートルでございます。

また、附帯施設としまして物置きが4個、駐車場が4台、駐輪場が6台、そのほか外構施設のほうが一式となっております。

次のページをごらんください。

最後に、横浜中央地区の建物概要ですが、共同住宅で住戸数が4戸、建物、構造は、地上2階建てで1棟、鉄骨づくり、延べ床面積のほうは275.44平方メートルで

ございます。

また、同じく附帯施設といたしまして、物置きが4基、駐車場が4台、駐輪場が6台、その他、外構施設のほうが一式でございます。

なお、工事期間中につきましては、近隣住民の方や車両で通行する方には御迷惑をおかけすることとなりますので、細心の注意のほうを払って、工事のほうは進めてまいりたいと思います。

工事の着手につきましては、議会の承認が得られました後、速やかに行いまして、本年度3月末に災害公営住宅の引き渡しを受ける予定でございます。

また、工事施工に当たりましては、事業者に対し、安全対策や公衆災害の防止に万全を期すようお願いいたしまして、事業のほうを実施してまいります。

以上で、買取型災害公営住宅の概要説明のほうを終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） この買い取り方式にしたら、手抜きの方は監視はどこがするんですか。今、全国でも問題になった、大手がアパートを建てたりしてやりましたよね、前、名前は出さんけど。こういうことが買い取りの中には、見るところが、町が監視すればいいんじゃないけど、なかなかないんじゃないけど、その辺の方式はどうなのか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、監視する部分につきましては、町が関与できる部分といたしまして、設計段階と最後の完成段階のほうがあるかと思えます。

設計段階につきましては、構造等につきまして、建築の確認審査のほうを置きますので、このあたりが最初の確認の段階になろうかと思えます。

最後の買い取り検査につきましては、実際は町のほうが、最後、引き受けの検査を行うわけでございますけども、それに先立ちまして、事業者のほうには品質保証というものを取得していただくこととなりますので、そちらのほうでも品質について担保のほうはできるかと思えます。

また、職員の検査につきましては、必要に応じて県のほうで行われます竣工検査の

ほうへ臨場などをいたしまして、そこらあたりの研修のほうも積んで、そのときに向けてしっかりと検査をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 小屋浦地区の災害公営住宅の件で、ちょっとレイアウトの中に特定寝室というのがあるんですが、これは特定寝室に入られる特定者というのは、どのような方が対象になるわけですかね。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

表記につきましては、特にどの方という対象の限定した表記ではございませんで、建築の部屋の呼び名的に特定寝室という言葉で書かせていただいているところでございます。通常の寝室と何ら変わりはありません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 先般、確認したんですが、再確認の意味で、防音対策についてお聞きします。

窓の構造、どのような構造になるのかということと、それから国道31号の舗装範囲ですね、ここら辺はどういうようになるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、窓の防音の構造につきましては、ペアガラスという形で、気密性の高いサッシになってございます。そのあたりで閉め切れれば、外部からの音というものはほぼシャットアウトできるものというふうにこちらのほうでも確認いたしてございます。

○議長（川本英輔議員） 荒木技監。

○技監（荒木 勲君） 国道31号の舗装についてでございますけども、こちらのほうにつきましては、管理をされております国土交通省のほうへ舗装の修繕をお願いをしております。具体の範囲については、今、検討していただいているところでございますが、こちらの災害公営住宅の前のところを優先的に修繕していただくようお願いをさせていただいているところでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

安竹議員。

○2番（安竹 正義員） 先ほどの出下議員の説明の中に、特定寝室という部分は、これは畳なのか、それともフローリングなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

畳、フローリング、こちらについては、はっきりちょっと確認できてませんが、洋室のフローリングタイプだったというふうに、ちょっと確認して、また済みません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正義員） もう一点、これ、ちょっと建築と関係あるかないかわかりませんが、この31戸分の自治会はどのようなふうになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

自治会につきましては、入居の方との御相談にもなるかと思えますけども、そちらあたりは、入居者のほうが確定した段階で、また御相談のほうを関係部署とさせていただきたいというふうにも思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと家賃のほう気になるんですが、この北新地、また、小屋浦と横と坂と、同じ例えば収入基準あたりが今度は決めていくもとなるんかとは思いますが、同じぐらいの収入だったら、どこに入っても同じぐらいというふうな見通しなんですかね。もちろん、もし金額がある程度決まるとるんだいうんだったら別ですが、その辺も含めてちょっとお答えいただきたいです。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

家賃につきましては、現在、この今の資料を見ていただいたらわかるんですけども、面積のほうがあらかたこれで確定してきておりますので、こちらのほうで、今、算定

のほうをいたしておるところでございますので、今、どのような家賃になるかいうのは、少し明言のほうは避けたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと、じゃあ、この17億円余りの金額なんですが、これの回収見込みが、ある程度、家賃で補填しながらいうような、長期的に何十年いうあれをしながら計画していくんでしょうけど、この辺はどんなあれなんですかね。要は、この辺、受益者負担とかいろいろあるんでしょうけど、あんまり財政に影響なく、この辺は返していけるんですよというような概略でもやられたんだったら、その辺をちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの災害公営住宅につきましては、国のほうの激甚災害認定にも伴いまして、補助率のほうが4分の3というので、かなり高額なものになってきてございます。その結果、町の持ち出し分といいますか、負担分といたしましては、おおよそ4億5千万円から7千万円ぐらいの間というふうに、今、概算で出しているところでございます。これらにつきましては、今後、来年度より予定しております国のほうの家賃低廉化事業、あるいは、今、議員のほうがおっしゃいました、家賃の賃収、こちらのほうはまだ算定中でございますけども、そういったものでしっかりシミュレーションを行いまして、支払い期間をどれぐらいで元手のほうがカバーできるかというところは試算していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第57号「北新地運動公園整備工事請負契約の締結について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第57号「北新地運動公園整備工事請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては、優秀業者12社を指名いたし、10月11日に指名競争入札を執行いたしました結果、6,435万円で株式会社鴻治組に落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は、令和2年3月31日といたしております。

工事の概要につきましては、生涯学習課長から説明をさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） それでは、北新地運動公園整備工事の概要について御説明をいたします。

北新地運動公園は、昨年の豪雨災害発生後に搬出された土砂やがれきの置き場所として使用しておりました。その後、平成30年11月からは、広島県に委託して廃棄物の運搬及び処分業務を実施しておりましたが、処分業務が終了したことに伴い、北新地運動公園の復旧に係る整備工事を行うものでございます。

内容といたしましては、参考資料をごらんください。

こちらの1番の緑のラインにつきましては、グラウンドを取り囲んでおります側溝の清掃及びふたの撤去、据えつけを行うものでございます。

2番の赤いラインにつきましては、フェンスの撤去、据えつけを行うものでございます。

3の水色のラインにつきましては、バックネット2基の更新を行います。

4番の薄い緑色のラインにつきましては、打球等がグラウンド外に飛び出さないように、防球ネットの設置を行うものでございます。

5番の青色の四角の枠につきましては、駐車場の入り口のバリカーの取りかえを2カ所及びアスファルトの整備を行うものでございます。

⑥番の黄色につきましては、トイレの2カ所の改修を行います。

これらの整備を行うことにより、一日も早い復旧を願う皆様が、さらに安全・安心して御利用いただけるものでございます。今後とも安心して御利用いただける施設となるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第58号「令和元年度坂町一般会計補正予算

(第3号)」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第58号「令和元年度坂町一般会計補正予算（第3号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、北新地運動公園整備工事につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を82億9,425万7千円といたすものでございます。

4ページの地方債補正につきましては、保健体育施設整備事業債の限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、9ページの歳入で、町債、教育債では、北新地運動公園整備事業640万円を計上いたしました。

次に、歳出で、10ページの教育費、災害対策費では、北新地運動公園整備工事640万円を計上いたしました。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

以上で、日程は全て終了しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和元年第11回坂町議会臨時会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会にお願いをいたしました案件につきまして、原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

朝夕めっきり涼しくなりましたが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和元年第11回坂町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（閉会 午前10時28分）